

平成25年1月から町税等の未納者に対し、滞納処分を行います

平成25年1月より、町税等が未納の方で「完納計画をたてられていない方」及び「完納計画が不履行の方」に対し、滞納処分を行います。
滞納処分とは、預貯金や給与、不動産、また自動車などの財産を差し押さえ、強制的に町税等を徴収する方法です。町税等が未納の方は、担当係へ速やかに完納計画を提出してください。

小清水町町税等徴収強化委員会 本部長 副町長 森田 明

【財産の差押え】

◆預貯金の差押え

金融機関に預貯金の調査を行った上で差押えを行います。
差押えにより、引出しや自動振替ができなくなることがあります。

◆給与の差押え

勤務先に給与の支払い状況などを調査した上で差押えを行い、雇用主から徴収します。

◆生命保険等の差押え

保険会社に生命保険の加入状況などを調査した上で差押えを行い、保険会社から徴収します。
※そのほか、動産・不動産の差押えも行うことがあります。

税目・料等	担当係	電話番号
①公営住宅使用料	建設課建設係	(62) 4475
②上下水道使用料	建設課上下水道係	(62) 4475
③保育所負担金	保育所	(62) 2702
④給食材料費・奨学金	教育委員会管理課	(62) 2310
⑤上記以外	町民生活課税務係	(62) 4479

自動車の登録手続きはお済みですか？

◆次の場合には、自動車の登録手続き等が必要です。

- ・住所や名前が変わったとき
- ・車を売ったり、買ったりしたとき
- ・車を使用しなくなったとき
- ・ナンバープレートを紛失や破損したとき
- ・北見以外のナンバープレートで使用しているとき
- ・ローンの支払いが終わったとき
- ・車検証やステッカーを紛失、破損したとき
- ・後ろのナンバープレートに封印が付いていないとき

なお、詳細については、車検証をお手元に用意してから下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

北海道運輸局北見運輸支局 登録担当（北見市東三輪3丁目23番地の2）

☎（ヘルプデスク）050（5540）2007

※音声ガイダンス開始後「026」とプッシュすると、オペレーターが対応いたします。

介護ベッドの手すり等による死亡事故が発生しています！

◆消費者庁から、医療・介護ベッドに係わる事故の再発防止を図るための注意喚起がありました。

【再発防止に向けて（介護を行っている方々へお願い）】

介護ベッドの手すりに首や腕足などをはさむ危険があります。消費者庁ホームページの「医療・介護ベッド安全点検チェック表」(http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121101kouhyou_2.pdf)をお読みいただき、まだ事故防止対策がとられていない場合や不十分な場合には、確実に対策をとってください。

▶ご使用中の手すりが新JIS製品かどうかご確認ください。

▶新JIS規格の製品への取替えが困難な場合などは、すき間を埋める対策を確実にとっていただきますようお願いいたします。

詳細は、消費者庁ホームページをご覧ください。(<http://www.caa.go.jp>)

平成25年度北海道消費生活モニターを募集します！

◆北海道が道消費生活条例に基づき、道内市町村に配置している消費生活モニターを募集します。

▼主な仕事

町内店舗での生活必需品の小売価格調査・各種アンケート調査などを行います。

▼募集人員

1人（応募者多数の場合は選考となります）

▼応募資格

町内在住20歳以上の方
報酬・月額1・800円（予定）

1年を通じて活動可能な方で、期間は平成25年4月1日～平成26年3月31日です。

▼申込締切

平成25年2月15日（金）

▼応募先・お問い合わせ先・応募方法

12月号 お知らせ information

小清水町役場町民生活課住民活動係 ☎（62）4472
へ電話で申し込みください。

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」のお知らせ

◆平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

◆拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、解決のためには、人権侵害問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

【お問い合わせ先】

斜里警察署

☎0152(23)0110

平成24年度工業統計調査を実施します

◆工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

◆平成24年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成24年12月31日時点で実施します。

◆調査の結果は、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

◆調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対ありません。

◆調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

人のうごき

平成24年10月末現在		（前月比）
人口	5,301人	(-14)
男	2,528人	(-5)
女	2,773人	(-9)
世帯数	2,139戸	(-1)

交通事故！

町内交通事故死0持続日
(H23. 3. 6~H24.11.30)

636日

釧路地方裁判所からの
お知らせ

◆釧路地方裁判所では、本年10月1日から、自宅や事務所からオンラインにより請求した登記事項証明書及び会社・法人の印鑑証明書を網走市役所の窓口（法務局網走証明サービスセンター）（釧路地方裁判所北見支局証明書交付窓口）において受け取ることができるようになりました。

利用時間は、平日の午前9時から12時まで、午後1時から4時30分までです。
◆あらかじめオンライン請求しておくことで、以下のメリットがあります。

▼オンライン請求（窓口受取）の手数料が適用され、窓口請求よりも手数料が安くなります。

登記事項証明書なら、1通700円が550円に！
▼釧路地方裁判所北見支局まで赴かなくても、網走市役所の窓口で受け取ることができます（郵送に要する時間もなくなります）。

▼証明書発行請求機の手続きが不要です。

■証明書の受取には、事前に電子納付により手数料が納付されている必要があります。窓口では、手数料の納付はできませんので、ご注意ください。

■利用方法や取扱証明書等の詳細については、以下のホームページをご覧ください。
http://www.moj.go.jp/MNJI/nijj03_00026.html

【お問い合わせ先】

釧路地方裁判所北見支局

☎0157(23)6160